資料１

住めば愉快だ宇都宮
UTSUNOMIYA
宇都宮市
Utsunomiya City

「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について（報告）

令和８年２月２７日
保健福祉部保健所保健予防課

「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

新型コロナウイルス感染症対応の経験やその課題を踏まえ，新たな感染症危機に対し，本市が迅速かつ的確な対処を図るとともに，感染状況の長期化にも対応可能な体制を整えるなど，市民の生命と健康を守る施策を推進するため，本市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定

≪新型インフルエンザ等対策の主たる目的≫

感染拡大を可能な限り抑制し，市民の生命及び健康を保護する

市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

1　計画の位置付け

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第８条の規定に基づき，平成25年度に本市計画を策定
- 今回の改定に当たっては，「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」の内容を踏まえるとともに，「宇都宮市総合計画」との整合・連携を図る

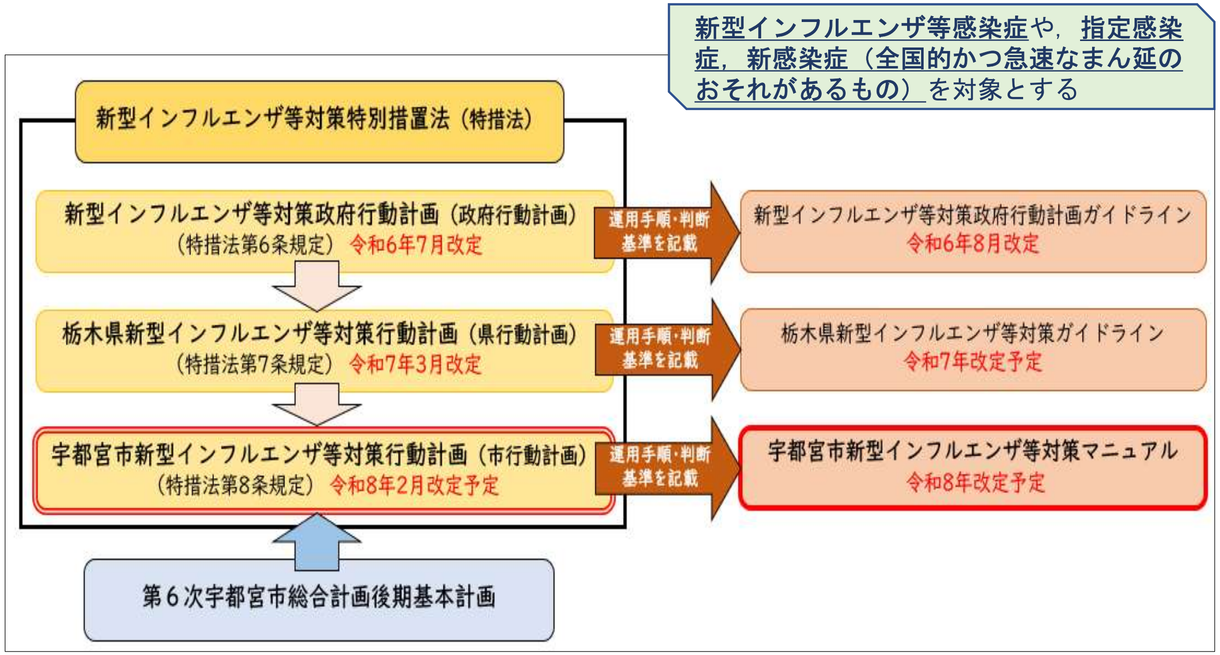

２　計画の特徴

新型コロナウイルス感染症対応の経験やその課題を踏まえて，新たな感染症危機にも揺るがない，感染拡大防止と社会経済活動のバランスのとれた持続可能な市民の生活を目指して，本市の対策を充実

(1)　感染症発生時に迅速かつ的確な対応を行うため，平時からの準備を行い，早期段階からの体制を確保する

- 平時からの「宇都宮市新型インフルエンザ等健康危機管理対策本部」の設置
- 感染症発生時に政府及び栃木県の対策本部が設置された際は，速やかに「宇都宮市新型インフルエンザ対策本部」を設置
- 「保健所」及び「地方衛生研究所」設置市として，国，県等と連携し，迅速に対策を実施
- 高齢者施設等における感染症対応力の強化に向けた人材の育成

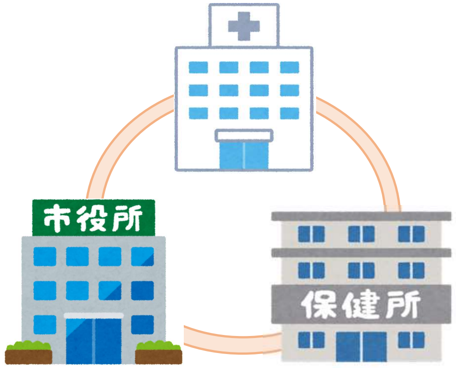

⑵　感染状況が長期化する可能性も踏まえ，柔軟かつ機動的な取組を強化する

・全体を３期(準備期，初動期，対応期)に分け，感染状況に応じた対策の切替えのタイミングを明確化

準備期	初動期	対応期
新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	国内及び県内（市内）で発生した場合を含め，世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	おおむね政府対策本部の設置後から流行状況の収束に至るまでの間

・取組内容を明確にするため，対策項目を６項目→13項目※1に拡充
・５つの横断的視点※2を設定し，各対策項目の取組を強化
・感染拡大の波やワクチン，治療薬の普及などの状況変化に応じて，感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る観点から，柔軟に対応を講じる方針を明記

対策項目（現行計画）
①実施体制
②サーベイランス・情報収集
③情報提供・共有
④予防・まん延防止
⑤医療
⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

→

対策項目（新計画）※1	
①実施体制	⑧医療
②情報収集・分析	⑨**治療薬・治療法**
③サーベイランス（発生動向調査）	⑩**検査**
④情報提供・共有，リスクコミュニケーション	⑪**保健**
⑤**水際対策**	⑫**物資**
⑥まん延防止	⑬市民生活及び地域経済の安定の確保
⑦**ワクチン**	太字ゴシック：新規項目 下線：別項目として対策を記載

←

５つの横断的視点 ※2	
Ⅰ	人材育成
Ⅱ	国と地方公共団体との連携
Ⅲ	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
Ⅳ	研究開発への支援
Ⅴ	国際的な連携

⑶　DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し，市民への情報提供及び関係機関相互の情報連携を更に強化

- 科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に市民や医療機関等へ提供
- SNSの活用等，市民への情報提供のデジタル化を推進
- 市民の健康状況の正確な把握による対応の高度化
- 感染症対策物資の確保状況や市民の健康状況等に係る医療機関等との迅速な情報共有

３　計画期間

令和８年度～令和１３年度　※ 実施状況を毎年度フォローアップ

「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

宇都宮市 Utsunomiya City

【第１部】 宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

第１章　新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定経過

第１節　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
第２節　政府の感染症危機管理の体制
第３節　政府行動計画の作成
第４節　新型コロナウイルス感染症対応での経験
第５節　政府行動計画改定の目的

第２章　栃木県及び宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定経過

第１節　栃木県及び宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定経過
第２節　宇都宮市の新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえた対応

【第２部】 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第１章　対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第１節　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
第２節　新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
第３節　様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
第４節　新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
第５節　対策推進のための役割分担
第６節　新型インフルエンザ等対策の実施体制及び連携体制

第２章　新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第１節　市行動計画における対策項目等
第２節　複数の対策項目に共通する横断的な視点

第３章　市行動計画の実効性を確保するための取組等

第１節　国立健康危機管理研究機構（JIHS）との連携
第２節　市行動計画等の実効性確保

【第３部】 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第１章　実施体制	第８章　医療
第２章　情報収集・分析	第９章　治療薬・治療法
第３章　サーベイランス（発生動向調査）	第10章　検査
第４章　情報提供・共有，リスクコミュニケーション	第11章　保健
第５章　水際対策	第12章　物資
第６章　まん延防止	第13章　市民生活及び地域経済の安定の確保
第７章　ワクチン	

【第３部】
各対策項目（各章）ごとに，
「第１節 準備期」「第２節 初動期」
「第３節 対応期」に分けて，それぞれの
目的や所要の対応（取組）を記載